

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

高知県公報

| 目次                                                     | ページ |
|--------------------------------------------------------|-----|
| 告 示                                                    |     |
| ◎告示（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）の廃止（漁業管理課）<br>（7・17掲示）  | 1   |
| ◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の廃止（〃）<br>（〃）        | 1   |
| ◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置）の廃止（〃）<br>（〃） | 1   |
| ◎告示（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置）の廃止（〃）<br>（〃）           | 1   |
| ◎告示（高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置）の廃止（〃）<br>（〃）         | 1   |
| ○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定（中山間地域対策課）                             | 1   |
| ○救急病院の認定（医療政策課）                                        | 1   |
| ◎「こどもの意見表明等支援事業委託業務」に係る公金事務の委託（子ども家庭課）                 | 1   |
| ◎「令和8年度関西プロモーション事業委託業務」に係る公金事務の委託（地産地消・外商課）            | 1   |
| ◎「令和7年度第3回高知県燃油等高騰緊急対策給付金事務」に係る公金事務の委託（水産業振興課）         | 2   |
| 落札公告                                                   |     |
| ○落札者等の公告（技術管理課）                                        | 2   |

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第466号の2**  
令和2年12月高知県告示第931号（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）は、令和8年7月20日限り廃止する。  
令和8年7月17日（掲示済）  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第466号の3**  
令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）は、令和8年7月20日限り廃止する。  
令和8年7月17日（掲示済）  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第466号の4**  
令和3年2月高知県告示第139号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置）は、令和8年7月20日限り廃止する。  
令和8年7月17日（掲示済）  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第466号の5**  
令和3年11月高知県告示第938号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置）は、令和8年7月20日限り廃止する。  
令和8年7月17日（掲示済）  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第466号の6**  
令和5年10月高知県告示第656号（高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置）は、令和8年7月20日限り廃止する。  
令和8年7月17日（掲示済）  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第486号**  
平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示し、令和7年4月高知県告示第294号（認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新）で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（令和8年1月高知県告示第46号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）で告示した変更事項を含んだものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年8月4日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称  
一般社団法人高知県猟友会

- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所  
高知市上町二丁目7番2号  
3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
高橋 徹  
4 変更事項  
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の追加に係る変更）  
5 変更認定年月日  
令和8年7月14日  
**高知県告示第487号**  
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
令和8年8月4日

|         |                        |
|---------|------------------------|
|         | 高知県知事 濱田 省司            |
| 医療機関の名称 | 所在地 認定年月日 認定の有効期限      |
| 高知県立幡多け | 宿毛市山奈町芳奈3 令8・8・ 令11・7・ |
| んみん病院   | 番地1 1 31               |

**高知県告示第488号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月16日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年8月4日  
高知県知事 濱田 省司

| 指定公金事務取扱者                 |                 | 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出    | 委託期間                   |
|---------------------------|-----------------|---------------------------------|------------------------|
| 事務所の所在地                   | 名称              |                                 |                        |
| 高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル3階12号室 | 一般社団法人高知県社会福祉士会 | 「こどもの意見表明等支援事業委託業務」により支払う支援員等謝金 | 令和8年7月16日から令和9年3月31日まで |

**高知県告示第489号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月17日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和8年8月4日  
高知県知事 濱田 省司

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

| 指定公金事務取扱者    |                 | 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出   | 委託期間                   |
|--------------|-----------------|--------------------------------|------------------------|
| 事務所の所在地      | 名称              |                                |                        |
| 香川県高松市磨屋町3-1 | 株式会社中国四国博報堂高松支社 | 「令和8年度関西プロモーション事業委託業務」により支払う謝金 | 令和8年7月17日から令和9年3月31日まで |

高知県告示第490号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年5月23日及び26日に指定し、公金事務を令和8年4月16日及び28日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月4日

高知県知事 濱田 省司

| 指定公金事務取扱者         |               | 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出          | 委託期間                  |
|-------------------|---------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 事務所の所在地           | 名称            |                                       |                       |
| 南国市久枝1470-35      | 高知県淡水養殖漁業協同組合 | 「令和7年度第3回高知県燃油等高騰緊急対策給付金事務」により交付する給付金 | 令和8年4月16日から同年12月28日まで |
| 高知市本町一丁目6番21号     | 高知県漁業協同組合     |                                       | 令和8年4月28日から同年12月28日まで |
| 高知市本町一丁目6番21号     | 高知県漁業協同組合連合会  |                                       | 〃                     |
| 室戸市浮津三番町165番地     | 高知県まぐろ船主組合    |                                       | 〃                     |
| 宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 | すくも湾漁業協同組合    |                                       | 〃                     |

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和8年度土木行政総合情報システム機能環境維持管理委託業務（成績評定機能の追加）一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部技術管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年6月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社N T Tデータ四国 愛媛県松山市本町一丁目3番地4
- 随意契約に係る契約金額  
62,557,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため